

(記入例)

様式第9号

誓 約 書

登録申請者又はその役員若しくはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にはその役員を含む。）は、千葉市屋外広告物条例第24条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

登録申請者が法人の場合は、法人として誓約してください。
代表者印を押印ください。
(役員個人の誓約書は不要です。)

●●年 ●●月 ●●日

申請者 千葉市中央区〇〇町1-1

株式会社ちば広告

代表取締役 千葉 太郎 (※)

(※) 法人の場合は、記名押印してください。

法人以外でも、本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

(あて先) 千葉市長

千葉市屋外広告物条例（抜粋）

第24条 市長は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第22条に規定する申請書若しくはその添付書類の重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第32条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者（第21条第1項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第32条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその屋外広告業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
- (3) 第32条第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) 法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関して成年者と同一の能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員のうちに第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 第22条第1項第2号の営業所ごとに第29条第1項の業務主任者を選任していない者